

医危第1976号
令和3年1月13日

公益社団法人 神奈川県医師会 会長 } 殿
公益社団法人 神奈川県病院協会 会長 }

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院管理を現在行っていない
病院において発生した陽性患者の入院管理の継続について（通知）

本県の感染症対策行政の推進に日頃から格別の御理解と御協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う病床のひっ迫を改善
するため、「入院優先度判断スコア」の導入による入院から自宅・宿泊療養への
誘導や、医師が延期可能と判断した入院・手術の一時停止による病床拡大（新型
コロナウイルス感染症患者（以下「陽性患者」）の入院管理を行う神奈川モデル
認定医療機関のみ）を進めてまいりました。

しかし、1月12日の病床利用率（即応病床ベース）は、病床全体で89%、重
症者用の病床で94%に達し、陽性患者の入院先の選定が非常に困難となってお
り、入院待機者が発生している状況です。

そのため、陽性患者の入院管理を現在行っていない病院において、外来診療し
た患者または入院中の患者が新たに陽性患者であることが判明した場合、陽性
患者を受け入れる神奈川モデル認定医療機関への要請患者の搬送が困難である
ことに加えて、特に介護が必要な高齢者の患者については受入先の医療機関の
負担が大きく、なお一層、受入が困難となっています。

そこで、陽性患者の入院管理を行っていない病院に対し、別添依頼文書のとおり
、次の2点について協力要請を行いましたので、お知らせします。

1 自院において継続して入院管理できる体制の整備

新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院管理を現在行っていない病院で
も、当該陽性患者を自院で継続して入院管理できる体制整備について特段の
御配慮をお願いしたいこと。

現実院内で陽性患者が発生した場合は、酸素投与などの医療行為や人生
の最終段階における医療の提供を含め、原則として自院で継続して入院管理

していただきたいこと。

2 他院において退院基準を満たした患者（下り搬送患者）の受入

他院で集中治療等が必要な患者を可能な限り上り搬送できるようにするためにも、他院において退院基準を満たした患者の受入に特段の御配慮をお願いしたいこと。

問合せ先
企画グループ 松本
電話 045-210-4615（直通）

県内各病院 院長 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院管理を現在行っていない
病院において発生した陽性患者の入院管理の継続について（依頼）

本県の感染症対策行政の推進に日頃から格別の御理解と御協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う病床のひっ迫を改善
するため、「入院優先度判断スコア」の導入による入院から自宅・宿泊療養への
誘導や、医師が延期可能と判断した入院・手術の一時停止による病床拡大（新型
コロナウイルス感染症患者（以下「陽性患者」）の入院管理を行う神奈川モデル
認定医療機関のみ）を進めてまいりました。

しかし、1月12日の病床利用率（即応病床ベース）は、病床全体で89%、重
症者用の病床で94%に達し、陽性患者の入院先の選定が非常に困難となってお
り、入院待機者が発生している状況です。

そのため、陽性患者の入院管理を現在行っていない病院において、外来診療し
た患者または入院中の患者が新たに陽性患者であることが判明した場合、陽性
患者を受け入れる神奈川モデル認定医療機関への要請患者の搬送が困難である
ことに加えて、特に介護が必要な高齢者の患者については受入先の医療機関の
負担が大きく、なお一層、受入が困難となっています。

そこで、陽性患者の入院管理を現在行っていない病院におかれましては、次の
点について御協力をお願いします。

1 自院において継続して入院管理できる体制の整備

上記の事情に鑑み、陽性患者の入院管理を現在行っていない病院でも、当該
陽性患者を自院で継続して入院管理できる体制整備について特段の御配慮を
お願いします。

県としても、他院で集中治療等が必要な患者については、可能な限り、上り
搬送できる体制を維持したいと考えていますので、各医療機関におかれまし
ても、現実に院内で陽性患者が発生した場合は、酸素投与などの医療行為や人
生の最終段階における医療の提供を含め、原則として自院で継続して入院管
理していただきますようお願いします。

なお、自院において陽性患者を継続して入院管理する場合の財政的支援に
ついては、後日御案内します。

2 他院において退院基準を満たした患者（下り搬送患者）の受入

現在、陽性患者の入院管理を行う神奈川モデル認定医療機関において退院基準を満たした患者の転院が滞ることによる病床の圧迫が生じています。

他院で集中治療等が必要な患者を可能な限り上り搬送できるようにするためにも、他院において退院基準を満たした患者の受入に特段の御配慮をお願いします。

なお、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 10 日程度経過し、かつ症状が軽快または消失してから 72 時間以上経過すると、仮に PCR 検査で陽性であっても、他者への感染が生じることは想定しがたいことが科学的に示されています。

問合せ先

健康医療局医療危機対策本部室

企画グループ

045-210-4615（直通）

健康医療局保健医療部医療課

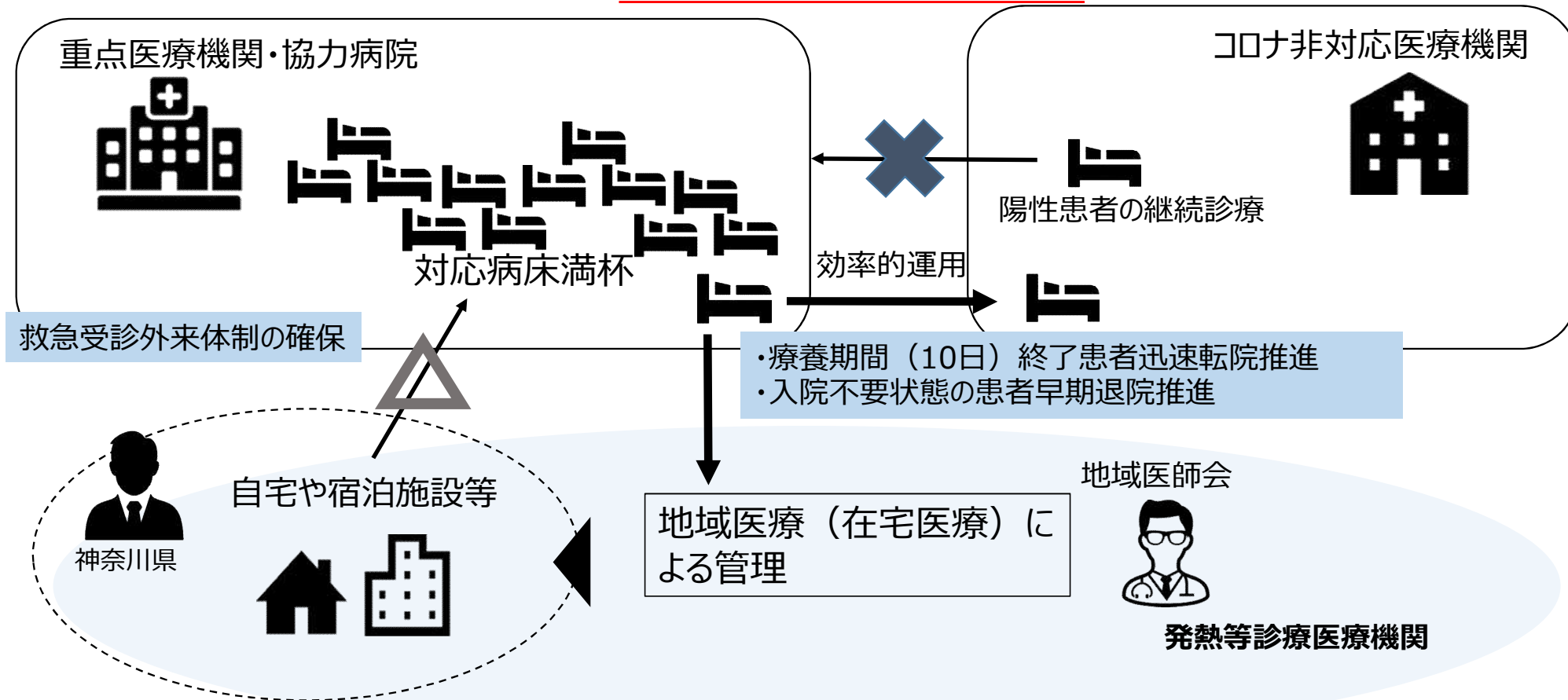
医療機関調整班

045-285-0777（直通）

爆発的増加と長期化の対応

日常的な医療資源の再投入

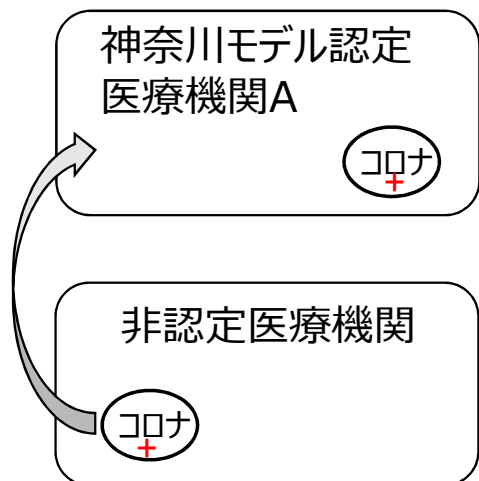
膨大な医療ニーズに全参加・各々 **適切な役割分担の見直し** と効率的な運用



神奈川モデル認定医療機関の在り方変更

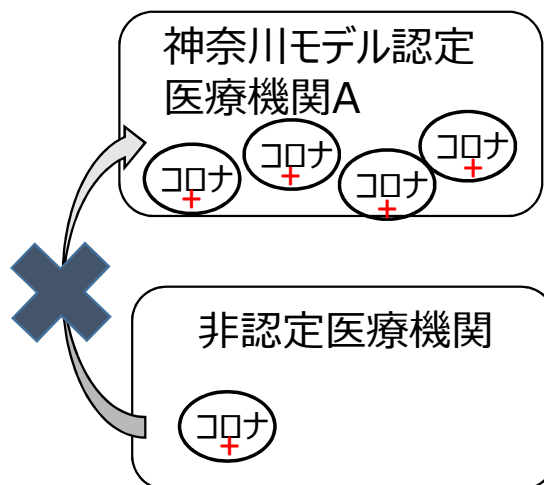
神奈川モデル認定医療機関A（コロナ陽性患者を受け入れる病院）がコロナ陽性患者でいっぱいなために新規患者の受け入れ困難になった。

従来



・コロナ陽性患者は認定医療機関Aに転院

感染爆発

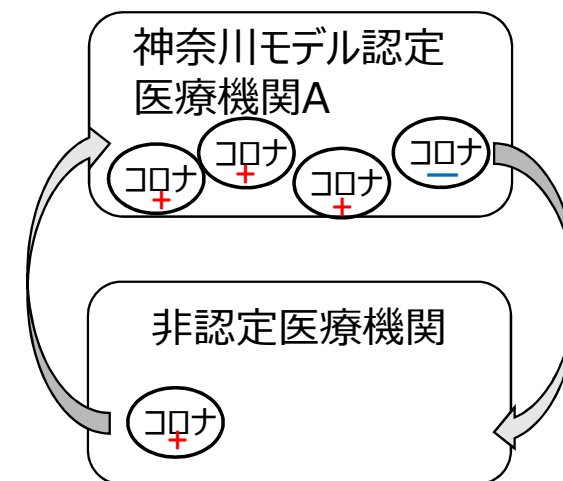


・認定医療機関Aがコロナ陽性患者により満床
・認定医療機関以外の病院でコロナ陽性患者を継続診療せざるを得ない

非認定医療機関は認定医療機関Aに

or

感染爆発



・認定医療機関Aがコロナ陽性患者により満床
・非認定医療機関の病院へ療養期間を終えた患者を転院
・代わりにコロナ陽性患者を転院

非認定医療機関は認定医療機関Bに